

平成二十二年六月二十二日受領
答弁第五八八号

内閣衆質一七四第五八八号

平成二十二年六月二十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇一〇年五月二十八日の日米安全保障協議委員会における普天間飛行場移設問題に係る日米共同発表に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇一〇年五月二十八日の日米安全保障協議委員会における普天間飛行場
移設問題に係る日米共同発表に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの答弁書は、外務大臣、外務副大臣及び外務大臣政務官（以下「政務三役」という。）が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に外務大臣の責任において閣議にかけ、決定したところである。

二について

広辞苑では、「遅延」とは、「物事が予定の期日・時刻より遅れて、のびること。長びくこと。」をいうものとしてされており、また、「遅滞」とは、「期日におくれること。とどこおること。延滞。」をいうものとされているが、これらと先の答弁書（平成二十二年六月十一日内閣衆質一七四第五三七号。以下「前回答弁書」という。）一及び二について述べた定義との間に実質的な違いはないと認識している。また、大辞林は我が国において広く利用されている辞典の一つであると考えられるため、大辞林を使用したものである。

三について

お尋ねについては、前回答弁書一及び二についてでお答えしたとおりである。

四及び六について

御指摘の「外務省による「共同発表」の和文」は、外務省がその所掌事務の範囲内において作成した仮訳であると承知しており、内閣法制局としてお答えする立場にない。

五について

御指摘の「遅滞」及び「遅延」の用語については、文脈により様々な意味で用いられているものと承知しており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

七について

前回答弁書四及び五について述べたとおり、平成二十二年五月二十八日の日米安全保障協議委員会の共同発表（以下「共同発表」という。）における御指摘の箇所訳語として「遅延」と「遅滞」の間で違いが生じるとは考えていない。いずれにせよ、共同発表の正文は英文である。